

仙台市介護保険条例（抜粋）

平成一二年三月一七日
仙台市条例第四号

第五章 介護保険審議会

第十二条 介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議するため、仙台市介護保険審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項
 - 二 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 一 被保険者
 - 二 学識経験者
 - 三 保健医療又は福祉の関係者
 - 四 介護保険事業に関連する事業者
 - 五 その他市長が適当と認める者
- 6 前項の委員のうち、被保険者のうちから委嘱する委員については、公募するものとする。
- 7 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 特別の事項について調査審議するため、市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 10 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が定める。